

ホワツ  
フド氏

財産差押法草案 第二卷

同法省記録文庫  
保第八百廿六號  
二冊ノ内

第五號  
第三架  
第八

司法省記録課藏書  
第一二號

司法省  
第六七號  
寄贈圖書文庫

XB500  
B 1  
2 b



司浩岩  
歌錄  
馬氏



倒産ノ場合  
デコンを  
手  
合

XB500  
B I  
2 6

無資力ナル義務者ノ財産ヲ差押ヘル事之  
ヲ管理スル事及ヒ之ヲ善計スル事ニ関ス  
ル法律草案ノ緒言

此事タル左ニ述フル三個ノ模様ニ付テ之ヲ觀  
ルコトヲ得可シ

第一、自己ニ對スル裁判言渡アルニ因リ、又ハ  
裁判言渡ヲ要セズシテ執行力ヲ有スル公正ノ  
証書(公証人ノ認定シタル義務)アルニ因リ、既ニ  
要求ヲ受ク可キ負債ヲ辨濟セサル通常ノ義務  
者ノ模様

第二、判然無資力トナリタル義務者ノ模様、即  
チ其負債ノ高(自ラ拂フ可キ部分)が明カニ其財  
産ノ高(已レニ受ク可キ部分)ヲ超過スル場合、



茅三、自己ニ對スル執行力アル証書アルニ非ズ又其無資力タル証據アル、非ズシテ自ら辨濟ヲ止メタル商賈ノ摸樣

茅一ノ場合○茅一ノ場合ニ付テハ必ズ左ノ諸件ヲ規定スルヲ要ス

甲、動産、不動産、債主権、國債證書又ハ恩施金等

ニ関スル諸多ノ場合ニ於テ差押ヲ為スニ付キ

用フ可キ定式(別段ノ法則ヲ以テ已ニ右等ノ事

ヲ禁止ヒサル場合ニ限ル)

乙、差押ハタル物件ヲ欺隱スルノ及ヒ其他權

利者ノ害ス可キ詐偽ヲ避クル為メニ定ム可キ

豫防規則

丙、差押ハタル物件ノ賣拂ヲ為ス方法、

丁、賣拂ヲ為シテ得ル金高ヲ諸多ノ權利者

ニ配附スル事

茅二ノ場合○茅二ノ場合ニ於テハ別ニ財産ノ

特別ナル差押ヲ為スノノ癡シ且ツ各權利者ノ

別々ニ訴訟ヲ為スヲ止メ唯義務者ヲシテ其

財産ヲ管理スルヲ止メシメタル上裁判所ニ

於テ其財産及ヒ負債ノ總算計ヲ行フ方法ヲ用

フルヲ可トス

茅三ノ場合○茅三ノ場合(即チ家資分散)ニ於テ

ハ其算計ヲ為スニ付キ茅二ノ場合ト同様ナル

方法ヲ用フ可シ此場合ハ元來商法ニ規定ス可

キモノナレハ爰ニハ唯之ヲ指示スルニ過キサ

ルノミ



第一ノ場合〇真ノ差押ヲ行フ可キハ特ニ第一  
ノ場合ノミニ限ル  
第二及ヒ第三ノ場合〇第二ノ場合及ヒ第三ノ  
場合ニ於テハ義務者既ニ已レノ財産ヲ管理ス  
ルヲ止メラレドモ後ナルガ故ニ別段各財産  
ニ付キ純正ノ差押ヲ為スヲ要セサルナリ唯動  
産、不動産、商品及ヒ其他ノ財産ニ付キ用フル公  
賣ノ規則ヲ適施スルヲ以テ足レリトス且ツ賣  
拂ヲ為シテ得タル金高ヲ各権利者ノ有スル權  
利ノ割合ニ從ヒ配附スルヲ為メニ用フル規則所謂  
謂ル割合配附又ハ特權若クハ書入貸アル各權  
利者ノ順序ニ從ヒ右ノ金高ヲ配附スルヲ為メニ  
用フル規則順序ノ手續等モ亦均シク之ヲ適施

ス可シ  
第一ノ場合〇第一ノ場合ニ付テ差押ノ事ヲ規  
定スルニハ佛蘭西成典ニ記載アル保存差押一  
層擴張スルヲ以テ適當ナリト思考ス佛蘭西  
成典ニ定メアル保存差押ヲ實際ニ適施スル場  
合ハ實ニ僅クナリトス〇去レドモ此事ニ付テ  
ハ余リ過當ニ失セサル様注意ヲ為サハル可カ  
ラズ如何トナレバ若シ其度ヲ誤レバ大ニ義務  
者ノ自由ヲ害スルノ恐レアルカ故ナリ〇義務  
者ニ對シテ執行力ヲ有スル証書アルニ非ズ且  
ツ真ニ其負債アルヲ確認セサル場合ニ於テ  
ハ漫リニ其義務者ノ所有物ヲ自ら處置スルノ  
權ヲ害ス可カラサルナリ



第二ノ場合〇倒産ノ場合ニ於テハ尚ホ一層注意ヲ為サ、ル可カラズ〇佛蘭西成典ノ規定スル所ハ太ク不完全ナリ、佛蘭西法ハ或ル場合ニ付テハ之ヲ家資分散ト同様ニ規定セリ、但シ其規定スル所ト虽モ亦單ニ特別ノ法則ノミニ過キサルナリ、民法第千六百十三條、第千八百六十五條、第二千三十三條、第二千三十二條參觀〇判決例ニテハ家資分散ノ規則中其若干ヲ採リテ倒産ノ場合ニ適用シ以テ右ノ不足スル所ヲ補充セシメ居々之アリ、其一例ヲ示サンニ期限アル頁債ノ直ニ要求スルヲ得ルガ如キ規則ハ倒産ノ場合ニモ亦等シク之ヲ引用シタルト有リ、然レ氏無資力ナル義務者ヲシテ其財産ノ管理ヲ止

メシメ以テ之ヲ其權利者等ノ代理人ニ任スルカ如キ判決ハ敢テ之ヲ有シ能ハサル可キナリ〇蓋シ假<sup>〇</sup>定<sup>〇</sup>失<sup>〇</sup>踪<sup>〇</sup>ノ場合ニ用フル規則ヲ引用シ以テ裁判所ヨリ管財人ヲ任スルハ持リ其義務者ノ逃亡シタル場合ニ限ル可キカ故ナリ法律ノ草按ニハ必ス此欠漏ヲ補充セサル可カラズ

茲ニ難累ナル所ハ真ニ無資力タルトヲ認定スルニ在リ〇若シ必スシモ其無資力タルトノ判然スルヲ待ツヲ要スルトセハ或ハ其財産ヲ保存スル為メノ方法ヲ施スニ當リ既ニ時機ヲ失スルノ恐レアリ、其残ル所ハ僅カニ少々ノ財産ニ過キサル場合モアル可ク或ハ莫大ノ負債



トナリタル場合モアル可シ。又他ノ点ニ付テ  
 之ヲ觀ル時ハ義務者ニ對スル一個若クハ數個  
 ノ執行力ヲ有スル証書アルヲ以テ敢テ其無資  
 カタルヲ詳細ニスル充分ノ證據ナリト為ス可  
 カラズ如何トナレバ至極僅少ナル金高ニ付テ  
 モ亦此ノ如キ諸多ノ証書アル場合ナキヲ保シ  
 難キカ故ナリ。茲ニハ特ニ彼ノ民法草按ニ於  
 テ已ニ規定アル原則ヲ當行スルヲ得可シ(第四  
 百二十五條第二号)即チ義務者其財産ハ中大部  
 ヲ他ニ移轉シタル場合又ハ其財産ハ中大部が  
 既ニ差押ラレタル場合是ナリ  
 一旦無資カタルヲ証定シタル以上又ハ充分  
 ニ其無資カタルヲ推定シタル以上ハ必ス又

其財産及ヒ負債ノ善計ハ何人ニ之ヲ任シテ為  
 サシム可キカラ明示セサル可カラズ  
 此点ニ付テハ左ニ記スル二個ノ難累ヲ避クル  
 一ヲ必要トス  
 第一、若シ裁判所ノ更負ヲシテ之ニ預カラシ  
 ムルトセハ此更負ハ必ス豫メ規定アル法式ニ  
 循テ其處分ヲ為ス可ク且ツ其自ラ管理スル財  
 産ニ付テ相当ノ賃料ヲ受テ可シ故ニ其財産ノ  
 中大部ハ彼是入費ノ為メニ消尽スルニ至ル場  
 合ナキヲ保シ難シ佛蘭西ニテハ家資分散ノ場  
 合ニ於テ此ノ如キ事アルヲ見ルハ實際敢テ其  
 例ニ立シカラサルナリ管財人、管理人等ニシテ  
 諸多ノ權利者及ヒ其分散人ノ被ハル損害ノ顧



ミズ速カニ已レノ利ヲ圖ル者實際屢々之レアルラ免カレズ

第二、又重立タル権利者ノ中一人若クハ二人立會ノ上區長或ハ郡長ニ任シテ其善計ヲ為サシメンカ、困難ニシテ且ツ別段ノ見識ヲ要スル事柄ヲ本来法律ヲ知ラサル者ニ任スルノ恐アリ、且ツ若シ果シテ然ラシニハ嘗テ裁判所ノ手ヲ借ラズシテ行フタル事件ヲ更ニ裁判所ニ持出し以テ其矯正ヲ請ハサル可カラサル場合ニ至ルヲ突ニ尠カラサル可シ、是レ事件ハ處分ヲ遲滞シ且ツ夥多ハ費用ヲ要スル由縁ナリ  
右ニホシタルニ個ノ難事ヲ悉ク除去セントスルハ得テ及フ所ニ非ズト虽モ幾分カ之ヲ調知

ズル為メニ其拆衷ノ方法ヲ設定セサル可カラ

倒産ノ場合ニ於テ善計ヲ為スニ付テハ必ズ右ノ外更ニ諸多ノ難累ヲ現出スルヲ免レサル可シ、其難累ニ付テ相当ニシテ且ツ要益ナル處分ヲ為サント欲セハ唯既ニ知レタル諸多ノ権利者ヲ配附ヲ為ス時又ハ順序ヲ定ムル時ニ召出スヲ以テ充分ナリト為ス可カラズ、其未タ知レサル権利者ト虽モ公告又ハ揭示ニ因リ已レヲ知ラシムル為メノ方法ヲ施サ、ル可カラズ、又其義務者ト多少遠近スル土地ニ住居スル權利者ノ為メニハ相当ノ期限ヲ定ム可ク、且ツ其期限ノ経過スルニ至ル迄已レヲ知ラシメサル權



利者ノ模様ヲ處理スル為メモ亦適当ノ規則  
 ヲ制定スルヲ要スルナリ  
 且ツ共同ノ利益ヲ圖ルニ付キ要益ナル處置ヲ  
 施ス為メニ權利者等ノ互ニ協議ヲ為ス方法ヲ  
 規定ス可ク又將來ノ為メニ義務者ノ模様如何  
 ンヲ明定セサル可カラズ但令ヒ一旦其義務者  
 ニ屬スル總テノ財産ヲ賣拂フタル後ト云ヒ其  
 義務者尚本殘額ニ付テ義務ヲ擔當スルヲ有ル  
 可キナリ  
 佛蘭西ニ於テハ幸ニシテ家資分財ノ法則ヲ以  
 テ多少右等ノ難題ヲ決定セリ  
 日耳曼ノ思想ヲ以テ設定セラレタル商法ノ草  
 按ハ無論余が述フルガ如キ方法ニハ非サル可

ノ必ス他ノ方法ヲ以テ其法則ヲ設ケタルヤ敢  
 テ疑ハサル所ナリ  
 今純然タル民事上ニ係ル義務者ノ倒産ニ付テ法  
 則ヲ設ケントスルニハ右ニ外國ノ法律中破ヲ  
 採ラントスルヲ將テ之ヲ模セントスルヲ  
 是レ余が草按ヲ起スノ前敢テ豫メ司法卿閣下  
 ノ高察ヲ仰カントスル大切ナル要点ナリ此草  
 按ヲ為スハ素ヨリ容易ノ業ニ非サル可シ純粹  
 ノ訴訟手續ヲ設ケルヨリモ尚本一層ノ難累ア  
 ルヲ免カレサルヤ必然ナリ

千八百八十二年十月三日

東京ニテ

ゼ、ホツソナード

司法省



差押及ヒ倒産ニ関スル法律ノ草按

第一部 差押ノ事

前加規則(執行差押ニ関スル總則)

第一條 執行差押ハ裁判言渡書ノ所持人又ハ何年何号ノ布告ニ定メアル如ク執行ノ定式ヲ具備スル公正證書ノ所持人ニ限リ之ヲ允許スル者トス

第二條 故障ヲ申立ルイヲ得可キ裁判言渡(欠席裁判言渡)又ハ控訴ヲ為スイヲ得可キ裁判言渡(始審裁判言渡)ハ其敗訴者本人ニ又ハ其者ノ住所ニ之ヲ告知ヲ為シタルヨリハ八日間ヲ経タル後ニシテ且ツ此期限内ニ其上訴ヲ為サ、リレ時ニ非サレハ(書記)執行ノ定式



ヲ之ニ附ス可カラズ、但シ訴訟法ノ規則ニ循  
ヒ故障又ハ控訴ノ如何ニ拘ハラズ裁判言  
渡ヲ以テ假リノ執行ヲ允許スル場合ハ此限  
リニ在ラス

第三條

右八日間ノ期限ヲ經過シタル後被告  
人故障ノ申立ヲ為スカ又ハ控訴ヲ為ス時ハ  
自ラ其上訴ヲ為シタル旨ヲ證明シタル上其  
執行ニ付テ故障ヲ述フルヲ得可シ  
故障ノ申立ヲ為ス時ハ直ニ其訴訟ヲ停止ス  
ル者トス、而シテ諸事皆其俟ニ為シ置ク可シ  
但シ原告人ハ裁判所長ニ請フテ急速<sup>急</sup>吟味ヲ  
為サシメ以テ右故障申立ノ有効ナルヤ否ヤ  
ヲ決定セシムルヲ得可シ

第四條

法律ニ允許アル場合ノ外ニ於テ裁判  
言渡ヲ以テ假リノ執行ヲ命ゼタル時尚ホ其  
上訴ヲ為スヲ得ルニ於テハ被告人自ラ右  
ノ上訴ヲ為スニ非サレハ其執行ニ付テ故障  
ヲ述フルヲ得ス、但シ差押ハ其上訴ニ付キ  
決定ヲ為スニ至ル迄保存ノ名義ニテ之ヲ履  
行スルヲ得ク之ヲ維持スルヲ得可シ

第五條

公證人ノ手ヲ經テ記シタル證書アリ  
ト雖モ正確、詳明ニシテ且ツ要求スルヲ得可  
キ物件又ハ金額ヲ目的トスル義務若クハ約  
諾ヲ記シタルモノニシテ且ツ公證人ノ適正  
ナリト確認シタル寫ニ其公證人ノ職務ヲ行  
フ土地ノ管轄内ニ在ル民事裁判所ノ書記執



行ノ定式ヲ附シ以テ其裁判所長ニ驗真ヲ為シタル場合ニ非リレハ執行差押ヲ為スルヲ得ス

第六條 急速吟味ヲ為ス時ハ裁判所長其執行ノ定式書ヲ引渡ス時ヨリ滿三日以前ニ其執行ノ被告人ヲ呼出ス可シ  
右ノ被告人出頭ヒサリレ後ハ最早ヤ其差押ニ付テ故障ヲ述フルトヲ得ス然レモ其財産ノ賣拂ニ付テ故障ノ申立ヲ為スルヲ得可シ但シ此場合ニ於テハ其執行命令ニ関スル法律上ノ條件ヲ欠失アルトテ證明スルカ又ハ己レニ對スル證書ニ付キ詐偽ノ申立ヲ為スルヲ必要ナリトス

修三アリ

第七條 總テ執行差押ヲ為ス時ハ豫メ其辨濟ヲ行フ可キ旨又ハ執行ヲ為ス可キ旨ヲ記シタル要次書ヲ差出スルヲ要ス而シテ之レト共ニ其原告人ノ身分執行力アル證書ノ性質ヲ指示ス可ク且ツ之ニ記載アル主要ノ諸件就中證書ノ日附關係人ノ名前及ヒ供給ス可キ物件及ヒ其辨濟ノ期限等ヲ記シタル寫ヲ右ノ要次書ト共ニ差出ス可シ

第八條 要次書及ヒ執行差押ハ總テ其原告人ノ求メテ受ケタル書記又ハ書記局吏員ノ中一人ニテ之ヲ為ス可シ

第九條 請求者ハ初度ノ入費ヲ前拂ニテ書記局ニ附記ス可ク且ツ其吟味中右ノ入費ニテ



不足ナル時ハ其補足入費ヲ差出ス可シ、但シ  
賣拂ニ因リテ得タル金額ヲ以テ己レニ返償  
セシムルヲ得可シ

第七條修正

總テ執行差押ヲ為ス時ハ豫メ其  
辨済ヲ行フ可キ旨又ハ執行ヲ為ス可キ旨ヲ  
記シタル要決書ヲ以テ其者又ハ其者ノ住所  
ニ其告知ヲ為スヲ要ス、而シテ之ト共ニ其請  
求者本人ノ身分又ハ其申立タル權利ノ讓受  
人若クハ遺物相續人ノ身分ヲ指示ス可シ  
若シ執行力アル證書ノ送達ヲ被告人ニ為サ  
サル前ナル時ハ右ノ要決書ト共ニ其執行力ア  
ル證書ノ性質ヲ指示ス可ク、且ツ之ニ記載ア  
ル主要ノ諸件就中證書ノ日附、關係人ノ名前  
先ニ供給ス可キ物件及ヒ其辨済ノ期限等ヲ  
明示スルヲ要ス



第十條 若シ訴訟ヲ為ス者其執行ヲ為ス可キ邑内ニ住居セサル者ナル時ハ必ズ其邑内ニ特別ノ住居ヲ選定スルヲ要ス

訴訟ヲ受ケタル者ハ實物ノ提供ヲ為ス時ト、其執行ニ付キ故障ヲ申立テルカ又ハ異議ヲ申述ヘル時ト、ヲ問ハズ權利者ノ選定シタル住所ナルカ又ハ權利者ノ有スル真ノ住所ナルカ隨意ニ其中ノ一ヲ選テ之ニ其旨ヲ告知スルヲ得可シ、又裁判言渡ノ執行ヲ要メラレタル時之ニ對シテ行フ上訴ノ告知モ亦右ノ住所ニ之ヲ為スヲ得可シ

第十一條 裁判言渡及ヒ公正證書ノ執行ニ関

文義

スル諸多ク問題ハ其執行ヲ為ス可キ土地ノ民事裁判所ニ之ヲ裁判ス可シ

第十二條 執行力ヲ有スル證書ノ意味及ヒ其擴張ニ付テ異論ヲ生スル時、其裁判言渡ニ関スル場合ニ就テハ之ヲ言渡シタル裁判所ニテ其解釋ヲ為ス可ク、其公正證書ニ関スル場合ニ於テハ被告ノ住居タル土地ニ在ル裁判所ニテ其解釋ヲ為ス可シ

第十三條 原告人ハ要決書ノ時ニモ又差押ノ時ニモ自ら立會ヲ為スヲ得ス



第一章 差押エ可カラサル物件

第十四條 諸官負及ヒ政府ノ雇吏、官廳ノ吏負并ニ陸海軍ノ將校等ニ授與スル給料、褒賞金又ハ賃料等ハ必ス特別ノ布告ニ因リ定メアル  
理由及ヒ部分ニ循ハサレバ之ヲ差押エルヲ得ズ  
政府又ハ官廳ヨリ支拂フ可キ恩施金、退隱料  
其他之ニ類スルモノニ付テモ亦右同様ナリ  
トス

第十五條 左ノ諸件ハ差押エ可カラサルモノナリ

第一、常備中ニ在ルト、預備中ニ在ルトヲ問ハズ陸海軍將校ノ衣服其他帶身ノ諸件、



第二、生存中ナルト死後タルトヲ問ハズ退  
隠シタル將校ノ刀劔

第三、本國又ハ外國ノ勲賞又ハ其他名譽ノ  
表証、皇帝若クハ官廳其他真正ノ會社等ヨ  
リ授與シタル刀劔又ハ賞牌

第四、差押ヲ為ス時ニ其差押ヲ受クル者及  
シ其家族ノ着用スル衣服但シ詐偽ヲ行ハ  
ズシテ着用スル衣服ノニニ限ル

第五、差押ヲ受クル者ノ卧床之レト同居ス  
ル家族ノ卧床又ハ及令ニ同居セズト虽モ  
其差押ヲ受リル者ヨリ食料ヲ給與スル親  
族ノ卧床

第六、本人及シ其家族ノ一月間用フルニ充

分ナル最要ノ飲食器

第七、裁判所ノ命令ニテ附與シタルト贈與  
又ハ遺囑ニテ他ヨリ得タルモノナルトヲ  
向ハズ總テ食料ニ充ル債主權又ハ其他ノ  
食物

第八、本人ノ未タ葬行セサル自筆書類學藝  
上ニ係ル未定ノ諸件、其家族中ニ関スル書  
面及シ其他ノ書類

第九、本人ノ職務ヲ執行スル為メニ必要ナ  
ル書籍又ハ學藝上ノ器械其他ノ器具但シ  
其價五十圓ニ至ル迄ニシテ且ツ本人ノ擇  
シニ任ス可シ後段第十七条ニ定メアル規  
則ハ右ノ限りニ在ラズ



第十、別段詐偽ヲ行フタルニ非ズシテ直接ニ其家ノ神佛又ハ死者ノ為メニ用フ可キ諸件

第十一、右ノ外特別ノ法律又ハ双方ノ約束ヲ以テ差押ニ可カラサルモノト定メタル諸件

第十六條(民法) 第十條ノ規則ニ固リ用方ノ不動産ナリト定メラルタル不動産ハ必ス其附着スル不動産ト共ニ差押ヲ為スニ非サレバ特別ニ之カ差押ヲ為スヲ得ズ  
但シ右等ノ物件ノ辨濟ヲ受ケサル賣主又ハ自己ノ入費ヲ以テ之ヲ修繕シ若クハ保存シタル者ハ之カ差押ヲ為スヲ得可シ

第十七條(差押) 受ケタル者自己ノ素性物ヲ以テ製造ヲ為ス工丁ニシテ其器具第十五條茅九号ニ定メアル五十圓ノ價ニ不足スル時ハ裁判所ニ請フテ急速吟味ヲ為サシメ以テ自ラ保有スル素性物ヲ以テ其五十圓ノ不足高ヲ補充セシムルヲ得可シ

第十八條(又裁判所) テハ其差押ヲ受ケタル本人ノ請要ヲ為シタル時其事実ノ模様ヲ量リ家族ノ需要ニ必要ナル金高ヲ其差押ヘラレタル本人ノ財産中ヨリ引去ルヲ允許スルヲ得可シ但シ其金高ハ差押人ノ有スル權利ノ十分一ヲ超過ス可カラズ又何レノ場合ト虽氏五十圓ノ金高ヲ超過ス可カラズ



第十九条(船舶及其他ノ舟類ヲ差押ユル為メニ用フ可キ規則ハ特別ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム可シ)

第二章 動産差押ノ事

第十九条ノ二(動産ノ差押ハ第九条ニ規定アル要決書ヲ為シタルヨリ二十四時間ヲ経タル後ニ非サレバ之ヲ行フヲ得ズ  
右ノ要決書ヲ為シタル後三ヶ月内ニ其差押ヲ行ハサル時ハ原告人ノ費用ヲ以テ其要決書ヲ更新スルヲ要ス

第二十条(欠席裁判言渡又ハ始審裁判言渡ニ因リ要決書ヲ為シタル時故障申立人又ハ控訴原告人其裁判言渡ニ對シテ起シタル上訴ニ付キ敗訴シタルニ於テハ被告人ノ費用ヲ以テ其要決書ヲ更新スルヲ要ス



第二十一条(若シ要決書ヲ為シタル後ニ被告人  
死去スルトモ其別段其要決書ヲ更新スルニ  
及ハズ其遺物相續人ニ付テ差押ヲ為スルヲ  
得可シ但シ第二十三条ニ規定スル所ハ此限  
ニ在ラズ

第二十二條(差押ヲ受ケタル本人又ハ其住所ニ  
一個ノ要決書ノ告知ヲ為シタル以上ハ其者  
ニ屬スル動産カ何レノ場所ニ在ルヲ問ハズ  
悉リ其差押ヲ為スルヲ得可シ

第二十三條(義務者ノ不在ナルト否トヲ問ハズ  
其住所ニ於テ差押ヲ為ス時又ハ其住所以外  
義務者ノ現ニ在ル場所ニ於テ差押ヲ為ス時  
ハ前ノ要決書ノ通りニ更新シタル一ノ要決

書ヲ豫メ差出スルヲ要ス

右ノ要決書ハ差押ノ調書ニ之ヲ記入ス可シ  
且ツ竟ニ充分満足ノ答ヲ得サルニ於テハ直  
ニ其差押ヲ為ス可シ

第二十四條(差押ハ日出ノ前又ハ日没ノ後ニ之  
ヲ為スルヲ得ズ

補官

第二十五條(書記又ハ其下役差押ヲ行フ為メニ  
其場所ニ至リタル時其家屋ノ戸口ヲ總テ閉  
チテアルカ又ハ家中ニ立入ルルヲ拒ム者ア  
ル場合ニ於テ若シ其財産ヲ欺隱スル恐レア  
ルニ於テハ各出入口ニ番人ヲ置クルヲ得可  
シ然ル後右ノ書記等ハ其地方ノ警察使若ク  
ハ其他ノ警察長ニ請求スルカ又ハ此等ノ吏



負アラサリル時ハ其地方ノ邑長ニ請求シ以テ  
其家ノ内外ニ在ル出入口及ヒ閉ナタル動産  
物等ヲ開ラカシムル為メニ立會ヲ為サシム  
ルコトヲ得可シ

差押ノ調書ニハ總テ右等ノ事柄ヲ附記スル  
ヲ要ス、且ツ右ノ請求ヲ受ケタル吏員ハ書記  
ト共ニ已レシノ姓名ヲ手署ス可シ

第二十六条(前条ニ規定アル場合ノ外ニ於テ書  
記其差押ヲ受ケタル本人、其家族又ハ其家僕  
等ヲ家中ニ見出サ、ル時又ハ右等ノ者其家  
中ニ在リト虽モ其者幼者ナルカ、婦人ナルカ、  
不具者ナルカ若クハ病者ナルカ、証人二名  
ノ立會ヲ請求スルコトヲ得可シ、而シテ此証人

ハ右ノ書記ト共ニ自己ノ姓名ヲ調書ニ手署  
スルヲ要ス、此場合ニ於テハ其調書ノ寫ヲ邑  
長ニ渡ス可シ

第二十七条(差押ハ大概之ヲ行フ原由ニ比適ス  
可キ價額ヲ有スル物件丈ケニ之ヲ限ルヲ要  
ス  
其家中ニ現在シテ差押ユレヲ得可キ總テノ  
諸件ヲ悉皆差押ヘサル時ハ差押ヲ受ケタル  
者其差押ヲ為ス可キ物件ヲ自ラ選ムコトヲ得  
可シ

第二十八条(差押ヘタル物件ノ大要ヲ記示スル  
ヲ必要トス、商品等ハ悉ク其性質ニ従ヒ之カ  
重量ヲ示シ、之カ負數ヲ算シ、又ハ之カ長短ヲ

之ヲ示シ九条  
為シ次ニ示シ  
ハ条トカスリ



記載ス可シ

若シ金額其他ノ入額物が現在スル時ハ其種類並ニ其負教ヲ弄定ス可シ

書記ハ右等ノ諸件ヲナートルヲホルツル

為替手形ノ類珍重物其他ノ貴重ナル品物ト

共ニ箱類又ハ其他鍵ヲ以テ出入スル物品ノ

中ニ入レ置ク可シ而シテ書記ハ其箱等ニ封

印ヲ為シ且ツ其鍵ヲ保存ス可シ

又書記自ラ必要ナリト思考スル時ハ右等ノ

物件ヲ悉ク引取り以テ之ヲ書記局ニ附託ス

ルヲ得可シ

附陳前ノ第二十八條ハ第二十九條ト為ス可シ

第二十八條(家中ニ在ル總テノ物件ニ付キ差押

ヲ行フ時茅何条及ヒ茅何条ニ因リ差押ニ可

カラズト定メラレタル物件ノ一個又ハ數個

アルニ於テハ之ヲ其差押ヲ受ケタル者ニ残

シ置キタル旨ヲ調書ニ附記ス可シ

第三十條(書記ハ差押ヲ為シタル後其差押ハ

ル物件ノ番人ヲ定メ置ク可シ但シ其差押ヲ

受ケタル本人其家族ノ中一人又ハ其家僕ノ

中一人ヲ以テ右ノ番人ト為スヲ得

真正ニ資力ヲ有セザル者又ハ官廳ノ吏員ト



ル者ハ其差押ヲ受ケタル者及ヒ差押人ノ兼  
諾アルカ又ハ書記責任ヲ擔當シタル以上ニ  
非サレバ之ヲ差押ノ番人ト為スルヲ得ズ  
何レノ場合トモモ差押人、其四等親ニ至ル迄  
ノ血屬親又ハ姻屬親及ヒ其家僕等ハ必ス其  
差押ヲ受ケル者ノ兼諾ヲ得ル以上ニ非  
サレバ之ヲ右ノ番人ト為スルヲ得ズ  
調書ニハ必ス其番人ノ姓名及ヒ身分ヲ附記  
ス可ク、且ツ若シ之ニ付テ兼諾ヲ求メタル時  
ハ其旨ヲ附記ス可シ

第三十一条 若シ一日内ニ差押ヲ為スル能ハサ  
ル時ハ書記其財産ヲ欺隱スルヲ防ク為メ  
ニ翌日ニ至ル迄假リノ番人ヲ定メ置ク可シ、

但シ其差押ノ調書ヲ記スル中絶シタル  
所ニ其旨ヲ附記スルヲ要ス

第三十二条 差押ヲ受ケタル者又ハ其家族ノ中  
重立タル人ニシテ其差押ヲ為ス時現ニ在リ  
タル者ハ其調書ニ姓名ヲ手署ス可キ求メラ  
受リ可シ、但シ右等ノ者之ヲ拒否スルカ又ハ  
之ヲ為スル能ハサル時ハ必ス其旨ヲ附記ス  
ルヲ要ス

第三十三条 差押ヲ受ケタル本人現在スル時ハ  
之ニ其調書ノ寫ヲ渡ス可シ、若シ其現在セサ  
ル時ハ右ノ寫ヲ以テ其者又ハ其者ノ住所ニ  
告知ヲ為ス可シ

第三十四条 左ノ場合ニ於テハ書記自ラ其責任



ヲ擔當シタル上其差押ヲ停止スルカ又ハ之  
ニ拘ハラズ其差押ヲ為スルヲ得可シ  
第一、書記差押ヲ行ハントスル時其家中ニ在  
ル者其差押ヲ受ケタル者ノ住所又ハ寄留所  
ハ此家ニ非サル旨ヲ述ヘルカ又ハ其所ニ在  
ル或ル動産ハ右ノ差押ヲ受ケタル者ニ屬セ  
サル旨ヲ述ヘル場合、  
第二、被告人ヨリ原告人ノ姓名ヲ手署シタル  
証書ヲ差出シタルニ因リ之ニ據テ其訴訟ノ  
原由ガ已ニ消滅シタル証アルカ又ハ原告人  
ノ右証書ニ姓名ヲ手署スル時及ヒ調印ヲ為  
ス時ニ立會ヲ為シタル証人ニ名ニテ其証書  
ノ真正ナルトヲ確証シタル場合

第三、欠席裁判ノ言渡又ハ始審裁判ノ言渡ヲ  
受ケタル被告人未タ法律上ノ期限内ニ在リ  
テ其故障ヲ申立ント述ヘル場合、

第三十五條前條ニ記載アル第一及ヒ第二ノ場  
合ニ於テ故障ヲ申立タル者其附屬吟味ヲ為  
サシムルタメニ三日間ニ書記局ヲ經テ其土  
地ニ在ル民事裁判所ニ差押人ヲ呼出サ、ル  
時ハ直ニ右ノ停止ヲ解キ以テ其差押ヲ執行  
ス可シ

第三ノ場合ニ於テハ故障ノ申立又ハ控訴ハ  
其裁判ヲ言渡しタル裁判所ノ書記局ニテハ  
日内ニ之ヲ更新スルヲ要ス、且ツ其訴訟ヲ為  
ス書記ニ其理由ヲ詳明ス可シ



第三十六條(差)シ差押ヲ為ス時其被告人又ハ其  
他ノ者ヨリ其家中ニ在ル物件ノ中一個又ハ  
數個ガ差押ヲ受ケタル者ニ属セサルニヨリ  
之ヲ他ノ物品中ヨリ引去ラン<sup>ト</sup>ヲ要求シタ  
ル場合ニ於テハ書記其申立タル證據ノ性質  
ニ因リ又ハ其事實ノ<sup>推</sup>概側ニ從ヒ右ノ要求ヲ  
允許スルカ、又ハ之ニ拘ハラズ其差押ヲ為ス  
<sup>ト</sup>ヲ得可シ

第三十七條(他人)ハ及令ヒ差押ヲ為シタル後ト  
虽氏其財産ヲ賣拂フ時ニ至ル迄右引去リノ  
要求ヲ為ス<sup>ト</sup>ヲ得可ク、又賣拂ヲ為シタル時  
ト虽氏差押人ニ金額ヲ渡スニ至ル迄右ノ要  
求ヲ為ス<sup>ト</sup>ヲ得可シ、但シ糶賣ノ買受人ハ之

カ为メニ取戻ノ訴ヲ受ケル<sup>ト</sup>無ル可シ



附加シタル箇条及ヒ修正シタル箇条

第十二条ノ終リニ（又ハ選定シタル住所）云々ナル語ヲ加フ可シ

第十九条ノ船艦ニ関スルモノハ之ヲ消除ス可シ、別ニ他ノ章ヲ設ケテ之ヲ規定スルヲ可トス

第三十何条ノ次ニ在ノ一条ヲ設ク可シ

第何条ノ前条ニ規定アル二個ノ場合ニ於テハ新ノ差押ヲ其差押ヲ受ケタル者及ヒ最初ノ差押人ニ報知ス可シ



若し最初ノ差押人其差押ヲ止メタルカ又ハ  
其期限ヲ延ハスヲ允許シタル時ハ新ノ差  
押人ハ別段其代位ノ權ヲ得ルヲ要セズシ  
テ自己ノ名義ニテ其賣拂ヲ為サシムルヲ  
得可シ

新ノ箇条) 若し金銀ニテ細工シタル物品又ハ  
宝石等ハアル時ハ鑑定人ノ評價シタル真價  
等ヲ明細ニ定メタル上特別附記ヲ為シテ其  
揭示ヲ行フ可シ

右等ノ品物ハ其評定シタル價ヨリ以下ニ糶  
賣スルヲ得ス、但し若し其價ヨリ以下ニ糶  
賣シタル時ハ書記其差押人及ヒ差押ヲ受ケタ

ル者ニ對シテ其責ニ任ス可シ



第三十八條

財産、利分ケノ要求ヲ為ス場合ニ

於テハ第三十何条ニ定メアル如ク決定ヲ為  
サレハルヲ為メ故障申立人ヨリ三日内ニ其

差押人ヲ管轄裁判所ニ呼出サレハル可シ、但シ  
此規則ニ背ク時ハ引續テ其差押ヲ行フ可シ

第三十九條

差押ヘラレタル物件、中一個又ハ

數個ニ付テ單ニ未分ノ權利ヲ有スルト申立  
ル他人ハ其賣拂ニ因リ得タル代金ニ付キ已

レノ權利ヲ兼計セシテテ兼諾スルテ得可  
ク、又其物件が分派スルヲ得可キ性質ヲ有ス

ル時ハ賣拂ヲ為ス前ニ豫メ其分派ヲ行ハシ  
テテ要求スルヲ得可シ

第四十條

書記第一ノ差押ヲ為シタル後新ニ於



頭シタル理由アルニ因リ同一ノ差押人ノ為  
メ又ハ他ノ差押人ノ為メニ同一ノ財産ニ付  
キ第二ノ差押ヲ行フ可キ要求ヲ受ケタル時  
ハ唯其要決書ヲ為シ且ツ第一ノ差押ヲ証明  
スル調書ヲ記スルノミヲ以テ足レリトス  
差押ニ可キ物件尚本存在スル時ハ書記之ヲ  
差押ハ以テ前キノ番人ニ之ヲ委譲ス可シ但  
シ右ノ番人第何条ニ規定アル条件ヲ履行セ  
ザル時トモ亦同様ナリトス  
第四十一条(新)差押タル物件ハ最初ノ物件  
ト共ニ之ヲ賣拂フ可シ但シ第四十三條ニ規  
定アル八日ノ期限ヲ守ルヲ能ハサル場合ト  
モ亦右同様ナリトス

然レ氏新ニ差押ヲ為シタル物件ノ價額ガ最  
初ニ差押タル物件ノ價額ヲ超過スル時ハ  
第二ノ差押ハ第二ノ差押ニ之ヲ合併ス可シ  
且ツ番人ノ身分ニ関シテ定メアル条件及ヒ  
賣拂ノ為メニ定メアル期限等ハ悉ク之ヲ守  
ル可シ  
第四十二条(新)若シ書記其被告人ノ住所<sup>ニ</sup>又ハ其  
原告人ヨリ指示シタル場所ニモ差押ヲ為  
ス可キ物件ヲ見付ケサル時ハ財産ノアラサ  
ル旨ヲ調書ニ記ス可シ(プロセユール、ド、  
カランス、ウ、ド、子マシ)  
若シ第何条ニ因リ差押ヲ受ケタル者又ハ其  
家族ノ者ニ殘シ置ク可キ物件アル時ハ必ス



亦其旨ヲ附記ス可シ

第四十三條(要益ナル差押ヲ為シタル時)書記  
其賣拂ヲ為ス日ヲ調書ニ指ホス可シ、差押ヲ  
受ルル者ノ現在スル時ニ之ヲ行フタル場合  
ニ於テハ其時ヨリ八日以内ニ右ノ日ヲ定ム  
可カラズ、又其者ノ現在セサル時ニ差押ヲ行  
フタル場合ニ於テハ本人又ハ其住所ニ告知  
ヲ為シタル時ヨリ八日以内ニ右ノ日ヲ定ム  
可カラズ

第四十四條(賣拂ハ書記又ハ其補官ノ中一人ニ  
テ公然羅賣ノ方法ヲ以テ之ヲ行フ可シ  
右ノ賣拂ハ其差押ヲ受ケタル者ノ住所ニテ  
之ヲ行フカ又ハ此等ノ賣買ヲ為スニ付キ豫

テ行政上ニテ定メアル場所ニテ之ヲ行フ可  
シ

右ノ賣拂ハ祭日ト虽氏之ヲ為スコトヲ得可シ  
右賣拂ノ事ハ邑廳、治安裁判所ノ門前及ヒ其  
賣拂ヲ為ス可キ場所ニ少ナクトモ二日以前  
ヨリ揭示ヲ為シテ之ヲ廣告ス可シ  
且ツ其地方内ニ一ノ新聞紙アル時ハ之レニ  
モ亦其廣告ヲ為ス可シ

第四十五條(賣拂ヲ為ス日ニハ書記其差押ヘラ  
レタル總テノ物件ノ有無ヲ取調ヘ(調書ノ目  
録ト物件トヲ照合セル事ナリ)タル上賣拂ノ  
調書ヲ開キ以テ差押人ノ姓名、差押ヲ受ケタ  
ル者ノ姓名ヲ記載シ且ツ要決書ノ日附、差押



ノ日附正当ニ行フタル告知ノ日附及ヒ其法律ニ循テ行フタル場示ノ日附等ヲ附記ス可シ

第四十六条(賣拂)ハ必ス其差押人ノ允許シテ之ヲ停止シタル時カ、又ハ差押ヲ受テタル者カ其差押ヲ為シタル總テノ原由ニ付キ充分ノ満足ヲ與ヘサルコトヲ記シタル書証アル時ニ非サレハ之ヲ止ムルコトヲ得ズ

若シ差押人現ニ在リテ其承諾ヲ為サル時ハ其允許シタル賣拂ノ停止ヲ記シタル私証書又ハ右満足ノ意ヲ表シタル私証書ハ第三十二条ニ定メアル如ク証人二名ノ確認ヲ為シタル場合ニ非サレバ之ヲ採用スルコトヲ得

ス

第四十七条(糶賣)買受人ハ總テ即金拂ニテ其代金ヲ辨済ス可シ、但シ公証人自ラ其責ニ任シテ之ニ猶豫ノ期限ヲ與ヘタル時ハ此限ニ在ラズ

若シ糶賣ノ買受人直ニ其代金ノ高ヲ拂フコト能ハサル時ハ其物件ハ直ニ再糶賣ニ掛ルカ又ハ其賣買ノ済ミタル後ニ再糶賣ニ出ス可シ、而シテ再度ニ行フタル糶賣代金ノ高最初ニ行フタル糶賣代金ノ高ニ違ヒサル時ハ高キ直段ニテ買受ケル者其代金ノ差ヲ拂フ可シ

第四十八条(此細ノ物件ハ直ニ之ヲ引渡ス可シ)



重大ナル物件又ハ数多ノ物件ハ其賣買ノ終  
ハリニ至リ之ヲ引渡スルヲ得可シ

第四十九條(差押ヲ為シタル者一人アル場合ニ  
シテ且ツ其賣拂ニ因リ得タル金高ニ付キ他  
ノ權利者ヨリ別段故障ヲ申立サル時ハ書記  
先ツ急速吟味ニ因リ償却ヲ得サリシ入費ノ  
高ヲ引去リタル後其差押ヲ行フ可キ理由ニ  
テ拂フ可キ高及ヒ其差押人ノ前拂シタル入  
費ノ高ニ至ル迄其賣拂ニテ得タル金高ヲ直  
ニ右ノ差押人ニ渡ス可シ

第五十條(若シ差押ヲ為シタル者数人アル場合  
ニシテ且ツ賣拂ニテ得タル代金ハ其負債ノ  
全部ヲ償却スルニ足ラサル時ハ書記其割合

分派ヲ為ス時ニ至ル迄右ノ金額ヲ書記局又  
ハ附託役署ニ留メ置ク可シ

又不当ニ差押ハラレタル物件ノ代金ヲ引分  
ケンコトヲ要求スル者アルカ、又ハ其賣拂ニテ  
得タル代金ニ付キ故障ヲ申立ル權利者アル  
時ハ其要求又ハ故障申立ニ付キ決定ヲ為ス  
ニ至ル迄右同様ノ處分ヲ行フ可シ

若シ賣拂ニ因リ得タル代金ノ高千円ヲ超過  
スル時ハ必ス之ヲ附託役署ニ附託スルヲ要  
ス



第三章

艦船艇ノ差押

第五十一条

艦船艇ノ差押ヲ為スニハ必ス其

執行力ヲ有スル証書アルヲ要ス且ツ豫メ義

務者ニ辨濟ヲ為ス可キ要決書ヲ送達スルヲ

必要トス

第五十二条

右ノ差押ヲ行フ時ハ必ス左ノ諸

件ヲ指示スルヲ要ス

第一、其船号

第二、其所屬スル國名

第三、其船名ヲ簿冊ニ書留メタル港ノ名

第四、差押ヲ為ス時ニ其船ノ碇泊スル港

第五、其船ノ性質(帆前船ナルカ又ハ蒸汽船ナ

ル)



第六、其用方(河船ナルカ又ハ海船ナルカ)旅人ヲ載セルモノナルカ又ハ商品ヲ載セルモノナルカ、遠國ニ航行スルモノナルカ又ハ内國ニ限り航行スルモノナルカ  
第七、其船力即チ噸數  
第八、其航行スルヲ得可キモノナルカ又ハ航行スルヲ得可カラサルモノナルカ  
第九、所有者及ビ船長ノ姓名、又網具大砲其他航行中ニ必要ナル附属品、食物、衣服類、商品、其外金錢等モ亦必ス其大要ノ模様ヲ調書ニ記列スルヲ要ス  
且ツ此差押ヲ為スニハ右ノ外、動産ノ差押ニ付キ定メアル諸多ノ条件ヲ以下ノ箇条ニ記

載アル區別ニ從ヒ同シノ適施ス可シ

第五十三條 五噸以上ノ船ナル時ハ其船ノ碇泊セシ土地ノ管轄内ニ在ル民事裁判所ニ於テ裁判補官一名ノ面前ニテ其賣拂ヲ行フ可シ、此裁判補官ハ自ラ其糶賣ヲ監視シ以テ書記立會ノ上ニテ買受ノ定マリタルヲ言渡ス可シ

第五十四條 船ノ所有主ガ日本國內ニ在ル時ハ之ニ其差押ノ報知ヲ為シタル日ヨリ一ケ月ヲ経タル後ニ非サレバ其賣拂ヲ行フ可カラズ、又右ノ所有者ガ外國ニ滞留スル時ハ其船長ニ差押ノ報知ヲ為シタル日ヨリ一月ヲ経タル後ニ非サレバ右ノ賣拂ヲ行フ可カラズ



第五十五條 賣拂ハ豫メ八日間ツ、ヲ隔テ、  
三度ニ左ノ場所ニ揭示ヲ為シテ之ヲ公示ス  
可シ

第一、民事裁判所ノ門前

第二、邑廳

第三、商人集會場

第四、所有者又ハ船長ノ住所

第五、其船ノ碇泊スル港ノ揭示場

右ノ外其賣拂ノ事ヲ擔任スル裁判官ヨリ指  
示スル新聞紙上ニ右同様ノ時間ヲ隔テ、三  
度ニ之ヲ廣告ス可シ

揭示及ヒ廣告ニハ必ス右ノ裁判官ヨリ任シ  
タル鑑定人ノ評定シタル代價ヲ記載スルヲ

要ス

第五十六條

若シ其船ガ書入質ノ抵当ニ為サ  
レタルモノナル時ハ其差押ノ事其賣拂ノ為  
メニ定マリタル時日ノ事及ヒ賣拂ヲ行フ場  
所ノ事等ハ所有者ニ之ヲ報知スルト同時ニ  
其書入質ノ権利者ニモ亦之ヲ報知スルヲ要  
ス

附言〇船艦等ノ書入質ヲ為スルハ既ニ歐  
洲ノ諸國就中佛蘭西ニ於テハ數十年以前  
ヨリ之ヲ允許セリト虽モ日本ニ於テハ未  
タ之ヲ実行セシメ無キヤ疑ナシ然レモ後  
日必ス此方法ヲ允許スルノ期アル可シ本  
條ハ豫メ之ヲ規定スルノシ



第五十七條 若シ賣拂ヲ行フ前他人其船ヲ已  
レニ取戻サンガ為メニ故障ノ申立ヲ為ス時  
ハ裁判官其裁判所ニ要求ヲ為スリメニ之ニ  
猶豫ノ期限ヲ許ルニ可ク、且ツ其裁判官渡ヲ  
為スニ至ル迄右ノ賣拂ヲ停止ス可シ  
若シ其期限中ニ右ノ要求ヲ為サハル時ハ故  
障ノ申立アルニ拘ハラズ其賣拂ヲ行フ可シ、  
但シ右ノ取戻ヲ為ス者其賣拂ノ代金ニ付キ  
故障ノ申立人ト為リテ共ニ之ニ参スルハ格  
別ナリトス

第五十八條

差押人ニ代金ヲ渡スニ付キ糶賣  
ヲ為シタルヨリ三日内ニ他ノ故障ヲ申立ル  
者アル時ハ必ス其申立ヲ允許ス可シ、但シ右

三日ノ期限ヲ經過シタル後ニ至レハ差押人  
ト要益ニ已レヲ知ラシメタル故障申立人ト  
ノ間ニ其代金ヲ分配ス可シ

第五十九條

五噸又ハ其以下ノ船艇、水車、浴船  
及シ其他水上ニ在リテ動ク可キ建造物等ニ  
関スル場合ニ於テハ必ス其差押ノ報知ヲ為  
シタル日ヨリ八日間ヲ経タル後其賣拂ヲ行  
フ可シ

右ノ賣拂ハ治安裁判官ノ面前ニテ書記立會  
ノ上之ヲ行フ可シ

此賣拂ヲ行フ日ヨリ少ナクトモ三日以前ニ  
其賣拂ヲ為ス可キ場所、邑廳及シ所有者ノ門  
前ニ其揭示ヲ為ス可シ



第六十条 船艦ノ差押ヲ為シタル上ニテ其糶  
賣ヲ行フ時ハ当然其船艦長ノ契約ヲ解止シ  
且ツ水夫等ノ賃料ヲ拂フヲ止ムル者トス、  
但シ右等ノ者其代金ニ付キ相当賠償ヲ要ム  
ルハ格別ナリトス

第四章

収納ヲ為ス以前ニ行フ菓実ノ差  
押(セジール、ブランドン)

第六十一条

未タ土地ニ在ル菓実ハ其種類及  
ト地方ノ模様ニ因リ通常成熟ノ期ヨリ前少  
ナリトモ六週内ニ非サレバ之ヲ差押ヲ可カ  
ラズ又之ヲ賣拂フ可カラズ  
差押ヲ為ス時ハ必ス豫メ執行カヲ有スル証

書ヲ以テ要決ノ書ヲ差出ス可シ

第六十二条

若シ其菓実差押ヲ受ケタル者ノ  
食料ニ供ス可キモノナルカ又ハ日用品ナル  
時ハ其者及ヒ其者ト同居スル家族ノ一月間  
ニ用フルニ必要ナル部分ヲ残シ置ク可シ



第六十三條 若シ耕作人其菓実ヲ差押ヘラレ  
タル土地ノ耕耘スル為メニ牛馬ヲ使用スル  
時ハ其歎類ノ中一疋ノ一ヶ月間ニ用フル飼  
料ヲ残シ置ク可シ

第六十四條 又次季ニ蒔キ付ケル為メニ充分  
ナル種子ノ高ヲ残シ置ク可シ、但シ其耕作人  
其収納ヲ為シタル後直ニ終ハル可キ土地ノ  
賃借人ナル時ハ格別ナリトス

第六十五條 右ニ箇条ニ定メアル規則ハ土地  
ノ耕作人所有者又ハ賃借人ニ付キ行フ諸多  
ノ動産物ノ差押ニモ亦等シク之ヲ適施ス可  
シ

第六十六條 差押ヘタル収納物ノ看守又ハ監



視、田野看守役又ハ其他田野警察ヲ擔任スル吏員ニ之ヲ任ス可シ、若シ右等ノ吏員ニ差支ハアル時ハ最近ニ在ル耕作人ノ中一人ニ之ヲ任ス可シ

第六十七條 賣拂ハ其稔実ノ成熟スル期ニ成ル可ク接近シタル時分ニ至リ之ヲ行フ可シ  
右ノ賣拂ハ其差押ハタル収納物ノ中重立タルモノハ存在スル邑ノ重立タル場所ニ於テ之ヲ行フ可シ、但シ其差押ハタル収納物が諸多ノ邑内ニ在ル時ト虽モ亦右同様ナリトスル成ル可ク、開市ノ日ヲ選テ右ノ賣拂ヲ行フ可シ

第六十八條 揭示ハ賣拂ヲ行フ場所、邑廳ノ門

前及ヒ差押ヲ受ケタル者ノ門前ニハ日以前ニ之ヲ為ス可シ、揭示ニハ左ノ諸件ヲ記載ス可シ、即チ賣拂ヲ行フ日、差押ヲ受ケタル者ノ姓名、差押人ノ姓名、稔実ノ種類、其稔実ノ在ル土地ノ廣狹

第六十九條 収納物ノ入費ハ總テ糶賣ノ買受人ニテ之ヲ擔當ス可シ  
賣拂ヲ為ス前ニ稔実ヲ收納スルノ要スル時ハ正當ニ差押ヲ受ケタル者ニ其旨ヲ告知シタル後其者ノ面前ニテ其差圖ヲ受ケテ右ノ收納ヲ為ス可ク、且ツ之ヲ穀倉ニ入レ置ク可シ

第七十條 動産物ノ差押ニ関スル一般ノ規則



ハ未タ收納セサル菓実ノ差押ニモ亦之ヲ適  
施ス可シ

差押

第五條 差留メ差押即チ故障差押

第七十一條 仮令レ執行力ノ有スル証書アラ

ズトモ一ノ書証ニ因リ權利ノ確定シ高ク

算計シ且ツ要求スルノ得可キ金額又ハ其他

有價物ノ權利者ハ總テ其義務者ニ他人ヨリ

義務ヲ免カル、為メ金額其他ノ有價物等

ヲ渡スルニ付キ豫メ要決書ヲ差出スル無ク

シテ差留メ差押即チ故障ノ申立ヲ為ラ

得可シ

債主權ハ確定セシモノナルモ未タ其高ク算

計セサルモノナル時ハ其差押ヲ行フ權利者

後ニ至リ相對ノ上更ニ議定センヲ定メ置

キ、假リニ自ラ其評價ヲ為ス可シ



第七十二条 権利者書証ヲ有セサル時ハ其義務者ノ住居スル土地ニ在ル裁判所ノ所長カ又ハ其他人ノ住居スル土地ニ在ル裁判所ノ所長ニ對シテ此法官ヨリ假リニ定ムル金高又ハ價額ノ高ニ至ル迄差留メ差押ヲ為サンコトヲ要ムルコトヲ得可シ  
右裁判所長其許可ノ與フルコトヲ拒ミタル時ハ權利者其權利ノ基本ニ付キ訴訟ヲ為スニ非サレバ控訴スルコトヲ得ズ  
第七十三条 差留メ差押ハ他人ノ拂フ可キ總テノ金高又ハ價額ニ付テ之ヲ為スコトヲ得可シ但シ其金高等ハ未タ善計ヲ為サズ且ツ要求ス可キ期限ニ至ラサルモノト雖モ亦右同

殊ナリトス  
差押ヲ受ケタル者ニ渡スコキ養料食料及ヒ其他法律ニ因リ差押ヲ可カラズト規定セラレタル物由等ハ悉リ右ノ例外ナリトス  
第七十四条 差留メ差押ノ調書ニハ第七條ニ定メアル如ク其証書及ヒ其証書ニ記スル主要ノ事柄ヲ記載スルヲ要ス但シ若シ其証書ノアラサル時ハ裁判官ノ與ヘタル許可ノ事ヲ附記ス可シ  
且ツ差押ノ証書ニハ第十條ノ規則ニ循ヒ選定シタル住所モ亦共ニ之ヲ記載ス可シ  
第七十五条 差押ヲ受ケタル者ニ官金支配役ヨリ渡スコキ金額ニ付キ差留メ差押ヲ行フ



時ト虽モ等シク本章ノ規則ニ循フ可シ但シ  
行政法ニ因リ別段ニ規定アル場合ハ此限ニ  
在ラズ

第七十六条 差押メ、差押ハ其差押人ノ要求ニ  
因リ八日内ニ差押ヲ受ケタル義務者ニ之ヲ  
告知ス可シ且ツ差押ノ当否ヲ裁判セシムル  
为メニ其義務者ノ住居スル土地ノ裁判所ニ  
之ヲ呼出ス可キ旨ヲ記シタル召喚状ヲ右ノ  
告知ト同時ニ送達スルヲ要ス  
右ノ告知ハ其差押ヲ受ケタル他人ニモ亦三  
日間ニ之ヲ送達ス可シ  
第七十七条 法律ニ定メアル期限(此期限ハ里  
程ノ遠隔スルニ従ヒ之ヲ増加ス)中ニ右ノ告

知ヲ为サ、ル時ニ其差押ヲ受ケタル他人ヨ  
リ差押ヲ受ケタル義務者ニ为シタル辨濟ハ  
總テ有効ナリトス

第七十八条 差押人ノ利益ノ为メニ前キニ記  
シタル公正証書又ハ裁判言渡書ノアラサル  
時ハ裁判所ハ其負債ノ成立ニ付キ決定ヲ为  
ス可シ其差押ニ関スル法律上ノ条件ヲ悉ク  
定備スルニ於テハ其差押ノ有効ナル旨ヲ言  
渡ス可ク之ニ及スル場合ニ於テハ差押ヲ受  
ケタル義務者ノ要メニ因リ其差押ヲ除去ス  
可キ旨ヲ命ス可シ

第七十九条 若シ差押ヲ以テ有効ナリト云渡  
シタル時ハ其差押ノ受ケタル他人ヲシテ自



己ノ擔當スル義務ノ原因及ヒ金高ヲ申述セ  
シムル為メニ其者住居スル土地ニ在ル裁判  
所ニ之ヲ呼出ス可シ

差押ヲ受ケタル他人自ラ保有スル動産物ニ  
付テ差押ヲ行フタル時ハ右ノ他人ヨリ其換  
様書及ビ評價書ヲ差出ス可シ

第(八)十條

差押ヲ受ケタル他人自ラ其義務ヲ  
擔當セシト無シト述ベスシテ唯其義務未必  
ノ條件ニ関スルモノナリト主張スルカ又ハ  
未タ要求ス可キ期限ニ至ラサルモノナリト  
主張スル時又ハ義務ノ相殺アリタルカ若ク  
ハ残金拂ナルカ又ハ其他自ラ擔當スル負債  
ノ全部或ハ一部ノ消滅スル原因アリト申立

テル時ハ必ス之ヲ詳明ス可ク且ツ其証拠ト  
ナル可キ書類ヲ合併シ置ク可シ  
且ツ若シ同一ノ金高又ハ價額ニ付キ既ニ行  
フタル差留メ差押又ハ已レニ告知セラレタ  
ル債主権ノ讓渡アル時ハ右ノ外ニ其旨ヲ明  
陳スルヲ必要トス

第(九)十條

右ノ申立ニ差押ヲ受ケタル他人  
又ハ其部理代人若クハ總理代人ヨリ十日ノ  
期限内ニ裁判所ノ書記局ニ之ヲ為ス可シ  
若シ其負債ハ治安裁判官ノ管轄ニ係ル可キ  
モノナル時ハ治安裁判所ノ書記局ニ右ノ申  
立ヲ為スヲ得可シ

第(十)二條

差押ヲ受ケタル他人ノ請求ニ因



り右申立書ノ寫ハ其差押ヲ行フタル権利者  
ニ之ヲ送達ス可シ、若シ其申立ヲ為サシムル  
為メニ右ノ他人ヲ呼出サシメタル権利者數  
人アル時ハ各権利者ニ其送達ヲ為ス可シ  
若シ又右ノ申立ヲ為シタル後更ニ新ノ差押  
又ハ讓渡アル時ハ右同様ノ方法ニテ其送達  
ヲ為ス可シ、但シ此場合ニ於テハ其差押ヲ受  
ケタル他人預メ書記局ニ申立ヲ為ス下無ク  
直ニ其送達ヲ為ス可シ

第 八 十 三 条 ( 差 押 )  
差 押 ヲ 受 ケ タ ル 他 人 前 条 ニ 定 メ  
アル 期 限 中 ニ 申 立 ヲ 為 サ ズ 且 ツ 其 送 達 ヲ 為  
サ ル 時 ハ 差 押 人 其 差 押 ヲ 受 ケ タ ル 他 人 ノ  
住 居 ス ル 土 地 ノ 裁 判 所 ヲ 長 ニ 請 フ テ 相 当 ノ

期 限 ヲ 定 メ シ ム ル 下 ノ 得 可 シ、 而 シ テ 此 期 限  
ヲ 經 過 シ タ ル 後 ハ 其 差 押 ヲ 受 ケ タ ル 他 人 ニ  
對 シ テ 單 純 ノ 義 務 者 ニ 於 ケ ル カ 如 ク 欠 席 裁  
判 ヲ 為 シ 以 テ 其 差 押 ノ 原 由 ニ 因 テ 拂 フ 可 キ  
高 額 至 ル 迄 其 義 務 ヲ 尽 ス 可 シ ト 云 渡 サ シ ム  
ル ヲ 得

右 ノ 如 ク ニ 定 メ タ ル 期 限 ハ 裁 判 官 ノ 命 令 ヲ  
其 本 人 又 ハ 本 人 ノ 住 所 ニ 送 達 シ タ ル 日 ヲ 以  
テ 之 ヲ 算 計 ス

第 八 十 四 条 ( 差 押 )  
差 押 ヲ 受 ケ タ ル 他 人 ノ 申 立 カ 明  
確 ナ ル 時 又 ハ 此 他 人 單 純 ナ ル 義 務 者 ノ 如 ク  
ニ 裁 判 ヲ 受 ケ タ ル カ 若 ン ハ 其 以 下 ノ 金 高 額  
付 キ 裁 判 ヲ 受 ケ タ ル 時 ハ 權 利 者 ノ 通 常 割 合



分派ノ規則ニ循ヒ其差押ヲ為シタル諸權利者ノ間ニ於テ各自ノ得可キ金高ヲ分配ス可シ

又右ノ他人義務者ナリト決定ヲ受ケタル動産物ノ高ニ付テモ亦右同様ナリトス此等物昂ハ悉ク通常ノ動産差押ニ付キ定メアル規

第八十五条

何シノ場合ト虽モ差押ヲ受ケタル

他人ハ第七十九条及ヒ第八十条ニ規定アル申立ヲ為シタル後自ラ擔當ス可キモノト認メタル金高ヲ附託役署ニ預ケ以テ其利息ヲ拂フ可キ責及ヒ損失ノ償ヲ出ス可キ責ヲ免クル、トヲ得可シ

第八十六条

最初ニ差押ヲ受ケタル原因ノ高

が其差押ヲ受ケタル他人ノ拂フ可キ金高ヨリ以下ナルニ因リ右ノ他人其餘分ノ高ヲ差押ヲ受ケタル義務者ニ辨済スルモ差支ヘナシト思考シ以テ其辨済ヲ行フタル後更ニ新ニ差留メ差押ヲ行フ時ハ必ス現ニ其者ノ有スル金高ノミニ之ヲ限ルモノトス但シ新ノ差押人アルニ因リ最初ノ差押人が被ルニ至リタル損失ノ責ハ右ノ他人自ラ之ヲ擔當ス可シ



第六章 保存差押

第八十七条

義務者ノ動産物ノ丸ノ場合ニ於

テ既ニ過期シタル負債ニ付キ保存ノ方法ニ

テ之ヲ差押フルヲ得可シ

第一、辨濟ヲ為サ、ルニ因リ争論ニ係リタ

ル為替手形又ハ「ビエ」タルドル手形ニ付

キ主タル義務者トシテ已レノ姓名ヲ手署シ

タルカ若クハ保証人トシテ已レノ姓名ヲ手

署シタル時

第二、其者遠地ニ航行セントスル船ノ船主

又ハ船長ニシテ且ウ其船ヲ修繕センカ为メ

若クハ旅行中ニ要用ナル綱具及ヒ其他衣食

料等ヲ供給スル為メ付約定シタル義務ナル



時

第三、其者市商又ハ旅商ニシテ市場若クハ自己ノ住居スル土地以外ノ地方ニテ一ノ義務ヲ擔當シタル時

第八十八條 前条ニ定メアル第一ノ場合ニ於テハ義務者ノ住居スル土地ニ在ル民事裁判所ノ所長其差押ノ許可ヲ年ヲ可ク第二ノ場合ニ於テハ其船ノ碇泊スル土地ヲ管轄スル民事裁判所ノ所長其差押ノ許可ヲ与フ可シ  
第三ノ場合ニ於テハ其差押ヲ為サントスル物件ノ存在スル土地ノ治安裁判官ニ就テ其許可ヲ容ル可シ  
第八十九條 左ノ場合ニ於テハ及令ニ約定シ

クル期限ニ至ラサル時ト雖モ等シク保存差押ヲ為スヲ得可シ

第一、義務者真ニ無資力ナル場合

第二、義務者ノ所有スル財産ノ中多クノ部分ヲ其權利者ノ害トナル可キ詐偽ヲ為シテ他ニ讓渡シタルカ又ハ他ノ權利者ヨリ之ヲ差押ハラレタル場合

第三、義務者其差押人ニ供給シタル特別

保証物ヲ毀損若クハ減少シタルカ又ハ自ら約諾シタル保証物ヲ之ニ供給セサル場合

第四、義務者自己ノ住所ヲ立去リタル後現在滞留スル所ニ其權利者ニ秘匿スル場合

第五、義務者外國人ニシテ再来ノ意ナリ且



ツ書入質ト為サ、ル不動産ヲ残シ置ク、無  
ク將ニ日本國ヲ去ラントスル場合

第九十条 前条ニ定メアル差押ノ許可ヲ請求  
スルニハ左ノ如ク區別ヲ為ス可シ

第一第二第三ノ場合ニ於テハ其義務者ノ住  
居スル土地ニ在ル民事裁判所ノ所長ニ之ヲ  
請求ス可シ

第四第五ノ場合ニ於テハ其差押ヲ可キ物件  
又ハ其中ノ大部ガ現在スル土地ノ治安裁判  
官ニ之ヲ請求ス可シ

第九十一条 第十四条以下ノ規則ヲ以テ差押  
ヲ可カラズト明定サレタル物件ハ保存ノ名  
義ニテモ亦之ヲ差押フルコトヲ得ズ

又將ニ出帆セントスル船ナル時ハ其船ニ付  
テモ又其航海ノ為メニ必要ナル網具其他ノ  
諸具ニ付キテモ決シテ差押ヲ為ス可カラズ

第九十二条 第八十七条ニ規定アル三個ノ場  
合ニ於テハ差押人自ラ申立ル權利ノ基本ニ

付キ且ツ差押ノ効果ニ付キ決定ヲ為サレム  
ル為メニ八日以内ニ其差押ヲ受クル者ヲ裁判  
所ニ呼出ス可シ但シ其差押証書ノ寫ハ呼出  
書ト共ニ之ヲ送達スルヲ要ス

差押人ノ利益トナル可キ裁判言渡アリタル  
時ハ通常ノ法式ニ循ヒ要決書ヲ出し執行差  
押ヲ為シ且ツ賣拂ヲ行フ可シ

但シ差押ノ調書ニハ保存ノ名義ニテ既ニ差



押ハラレタル物件ヲ記列ス可カラズ唯之ニ  
合供アル寫ノ事ヲ附記ス可シ

第九十三条 第八十九条ニ規定アル五箇ノ場  
合ニ於テハ差押人前キニ約定セシ期限ヲ失

セシムル為メ且ツ前条ニ規定アル如ク權利

ノ基本ニ付キ決定ヲ為サシムル為メ三月内

ニ其差押ヲ受クル者ヲ訴出ス可シ

第九十四条 何レノ場合トモモ差押ヲ受ケタ  
ル者ハ其差押ニ付キ故障ノ申立ヲ為シ以テ

其差押ノ無効ナル旨ヲ言渡サシムル為メ且

ツ其損害ノ賠償ヲ求ムル為メニ自ラ差押人

ヲ裁判所ニ呼出スルヲ得可シ

第七章 不動産差押

第九十五条 書入質ノ抵当ヲ有スル權利者ハ

其抵当タル財産ニシテ尚ホ義務者ノ所有中

ニ在ルモノニテ不充分ナル場合ニ非サレド

其權利ノ為メニ曾テ書入質トラサル不動産

産ヲ差押ハレテ得ズ

他人ナル保有者ニ對シテ行フ書入質ニ関シ

テ訴訟規則ニ總テ之ヲ民法ニ記定ス(第四編)

第九十六条 義務者ハ他人ト未分ニテ所有ス

ル不動産即チ義務者ト他人トノ間ニ未分ニ

テ存在スル不動産ハ義務者一人ニテ所有ス

ル財産ニテ不充分ナル場合ニ非サレハ之ヲ

差押ハレテ得ズ



右差押ヲ為ス場合ニ於テハ總テノ共同所有  
者裁判所ヨリ定ムル期限内ニ其財産ノ分派  
ヲ行フ可キ求メテ受ク可シ但シ若シ期限内  
ニ分派ヲ為サズルニ於テハ右共同権利者相  
互ノ権利ハ其財産ノ變賣シテ得タル代金ノ  
高ニ付キ之ヲ兼計ス可シ  
第九十七條 若シ義務者幼年ナルカ又ハ治産  
ノ禁ヲ受ケタル者ナル時ハ其動産ノミニテ  
不充分ナル場合ニ非サレバ其不動産ノ差押  
ヲ為ス可カラズ

第九十八條 不動産ノ差押ハ第何条ニ定メア  
ル規則ニ循ヒ解決ヲ行フ可キ要決書ヲ差出  
シタル後三日間ヲ経タル以上ニ非サレバ之

ヲ為ス可ヲ得ス  
假リノ執行力ヲ有スル裁判言渡書アリト虽  
モ總テノ上訴期限ヲ經過シタル上且ツ其決  
定が既判ノ効ヲ得タル後ニ非サレバ差押ハ  
タル財産ノ賣拂ヲ為ス可カラズ

第九十九條 不動産差押ノ調書ニハ第何条ニ  
規定アル要目ノ外ニ其差押ハタル財産ノ明  
細書、建造物ノ性質、植付物ノ模様、之ヲ賃借ス  
ル者等ノ詳カニ附記スルヲ必要トス  
右調書ニハ必ズ其地方ニ在ル邑長ノ驗認ノ印  
ヲ受ク可シ

若シ差押ハタル財産總テ繼續スルモノニシ  
テ敷邑又ハ敷街ニ跨ル時ハ其財産ノ中重立



タニ部分ノ在ル土地ノ邑長ノ其駭認ノ印  
ヲ附ス可シ

第百条 借家人、借地人又ハ其財産ヲ貸貸セリ  
ル時ハ義務者其財産ノ附託人或ハ番人ニ任  
セラル、有ル可シ、但シ其者差押ハラレタ  
ル動産ノ者守ヲ為スニ付キ第何条ニ定メア  
ル条件ヲ守ラサリシ時ト虽モ亦右同様ナリ  
トス

第百一条 差押調書ノ寫ハ義務者本人又ハ其  
住所ニ之ヲ報知ス可シ  
邑長ハ其報知書ノ正本ニ駭認ノ印ヲ附ス可  
シ

第百二条 差押ノ調書及ヒ報知書ハ差押人ノ

要求ニ因リ登記局ニ於テ之ヲ登記ス可シ  
若シ差押ハラレタル財産カ登記局ノ諸多ノ  
管轄内ニ在ル時ハ各部分ニ付キ別々ノ登記  
ヲ為スヲ要ス

差押ノ登記ヲ行フ以後ニ作為又ハ登記シタ  
ル物上推移轉ノ証書若クハ物上推設定ノ証  
書アリト虽モ決シテ其差押人ニ對シテモ又  
其他ノ権利者ニ對シテモ之ヲ以テ故障ヲ述  
フルコトヲ得ズ

第百三条 若シ新ノ権利者同一ノ財産ニ付キ  
差押ヲ行フ片ハ更ニ登記ヲ為スコトヲ必要ト  
セズ、但シ最初ニ行フタル登記ノ務傍ニ新ニ  
行フ差押ノ事ヲ附記スルヲ要ス



若シ新ニ行フ差押ノ中ニ最初ノ差押ニ加ハ  
ラサル財産アルニ於テハ其超過スル高ノ  
ミニ付テ登記ヲ為ス可シ  
最初ニ行フタル差押が無効ニ歸スルカ又ハ  
随意ニ其差押ヲ解キタル時ハ新ノ権利者ハ  
当然最初ニ行フタル登記ヨリ生スル利益ヲ  
得ルノ權アリトス

第百四條

差押ヲ為ス前後ニ拘ハラズ民法ニ  
定メアル規則(第何條)ニ循ヒ權利ノ權利ヲ害  
ス可キ詐偽ヲ行フテ其登記ヲ為ス以前ニ右  
同様ノ證書ノ記シタル時ハ其權利者ノ求メ  
ニ因リ更ニ之ヲ廢棄セシムルヲ得可シ  
若シ其不動産賃貸セラレタル家屋

第百五條

又ハ土地ナル時ハ其貸銀ハ登記ヲ為シタル  
日ヨリ之ヲ不動産ト看做シ以テ其不動産賣  
買ノ代金ト共ニ合シテ之ヲ分配ス可シ  
右ノ財産賃貸ニセサルモノナル時ハ差押人  
治安裁判官ノ許可ヲ得タル上穀類ノ収納ヲ  
為サシムルカ又ハ樹木ノ通帯代採ヲ行ハシ  
メタル後其菓実ノ賣拂ヲ為サシムルヲ得  
可ク又ハ其土地ニ在ル低ニテ賣拂ハシムル  
ヲ得可シ而シテ其賣拂ニテ得タル代金ノ  
高ハ賃貸ノ代金ニ等シク附託ヲ為ス可ク且  
之ヲ分配ス可シ

第百六條

差押人ハ其不動産ヲ糶賣ニテ賣拂  
ハシメンガ為メニ登記ヲ為シタル日ヨリ一



月内ニ一ノ請求書ヲ裁判所ノ書記局ニ差出  
ス可シ

右請求書ニハ九ノ諸件ヲ附記スルヲ要ス

第一、既ニ執行シタル訴訟手續書類ノ要目

第二、賣拂ノ日附

第三、賣拂ノ手續ヲ為ス権利者ノ附ケ直段

第四、差押ハタル財産ニ関スル租税表ノ抜

書

第五、其他賣拂ニ関スル責務及ヒ条件就中

糶賣ノ代金ニ准シテ納ム可キ百ニ付キ幾分

ノ補足税ニシテ其訴訟手續ノ入費ニ充ツ可

キ税金

第百七条

右請求書ハ差押ヲ受ケタル義務者

及ヒ其差押ハタル財産ニ付キ記入シタル特

權又ハ書入質ノ權ヲ有スル權利者ニ五日

内ニ之ヲ報知スルヲ要ス

且ツ右等ノ者ニハ之レト同時ニ左ノ諸件ヲ

記シタル告知書ヲ渡ス可シ、即チ其財産ノ現

在スル土地ノ裁判所ニテ開ク公ケノ訟廷ニ

出席ス可キ事、請求書ノ朗讀ヲ為ス時ニ出席

ス可キ事、並ニ其賣拂ノ条目要件及ヒ日附等

ニ付キ各自ノ意見ヲ述フル事ナリ

裁判所ニテハ此事柄ニ関シテ双方互ニ申立

ル故障及ヒ其他ノ諸件ニ付キ決定ヲ為シ以

テ其地方ニ在ル新聞紙ノ中一ヲ選テ其箇条

書ヲ改メタル要目ヲ廣告ス可キ旨並ニ其掲



示ヲ為ス可キ旨ヲ命ス可シ、但シ此裁判所ノ  
言渡ニ付テハ控訴ヲ為スヲ許ルサズ

第百八条

揭示ハ左ノ場所ニ之ヲ為ス可シ

第一、差押ヲ受ケタル義務者住所ノ門前

第二、差押ハタル建造物ノ表門

第三、義務者ノ住所及ヒ差押ハタル財産ノ

全部又ハ一部ノ現在スル土地ノ管轄内ニ在

ル邑廳及ヒ治安裁判所ノ門前

第四、右邑内ニ在ル重立タル公ケノ場所

第五、差押ヲ受ケタル者ノ住所ヲ管轄スル

裁判所、差押ハタル財産ノ現在スル土地ヲ管

轄スル裁判所及ヒ其賣拂ヲ行フ可キ裁判所

等ノ門前

第百九条

揭示ヲ為シタルトハ書記局ニ在ル

吏員ノ中一人ノ申述書ヲ以テ之ヲ証ス可シ

且ツ邑長ハ其揭示書ノ中一通ニ驗認ノ印ヲ

附ス可シ、此邑長ノ驗認ヲ為シタル揭示書ハ

廣告ヲ記載シタル新聞紙一葉ト共ニ之ヲ書

類ニ合供ス可シ

第百十条

右ノ公示ハ其糶賣ヲ為ス前少ナク

トモ十五日以上多クトモ三十日以下之ヲ為

ス可シ

第百十一条

差押ヲ受ケタル者及ヒ差押人ハ

自己ノ入費ヲ以テ自ラ要用ナリト思考スル

場所ニ揭示ヲ為スタメニ裁判所ニテ定メタ

ル揭示ノ数ト同様ナル数ニ至ル迄之ヲ受取



ルヲ得可シ

第百十二条

糶賣ハ何レノ理由アリトモ其

百七条ニ定メアル日附以前ニ之ヲ行フヲ得ズ

糶賣ハ重大ノ事故アル確証アルニ於テハ裁

判所ノ決定ヲ以テ之ヲ遅延スルヲ有ル可シ

此場合ニ於テハ新ニ其公示ヲ為スヲ要ス

第百十条ノ規則ヲ以テ定メアル最短ノ期限

及ヒ最長ノ期限ハ之ヲ半期ニ減少ス可シ

第百十三条

糶賣ノ為メニ指定セル日時ニハ

其財産ノ現在スル土地ヲ管轄スル裁判所

公廳ニ於テ其處分ヲ行フ可シ但シ原告人ヨ

リ新ノ請求ヲ為スヲ要セサレバ

第百十四条

原告人其申立ヲ止メタル時ハ執

行力ヲ有スル証書ヲ所持スル他ノ権利者自

ラ右原告人ノ権利ニ代位シ以テ其供ニテ差

押ヲ行ハシムルヲ得可シ

若シ諸多ノ権利者ノ間ニ權利ノ競争アル時

第百三条ニ規定アルカ如ク其中<sup>ニ</sup>第二ノ差

押ヲ為シタル者ヲ以テ当然先取ノ権アリト

ス

若シ又諸多權利者ノ中何人タリトモ右ノ場



合中ニ在ラサル時ハ請求者ノ中一人最モ重要ナル債主権ヲ有スル者ヲ以テ先取ノ権アリトス

第百十五條 第百三條ニ記載アル場合ノ外ニ於テハ当然ノ代位アルヲ無シ、但シ右ノ代位ハ諸権利者ノ請求ニ因リ裁判所ニテ之ヲ言渡ス者トス

何レノ場合ト虽モ代位アル時ハ第百十二條ニ規定アル期限及ヒ法式ニ従ヒ糶賣ヲ為スヲ停止スル者トス

第百十六條 糶賣ヲ行フ前書記ハ買受人ト差押ヲ受ケタル者トノ間ニ契約ヲ成ス為メニ設ケアル箇条書ヲ朗読ス可シ

差押ヲ受ケタル者、差押人及ヒ其不動産ニ付キ特權又ハ書入質ノ記入ヲ為シタル權利者皆承諾ヲ為シタル以上ニ非サレバ何レノ變更ト虽モ決シテ之ヲ為スヲ能ハサル者トス、又後令ニ變更ヲ為ス場合ト虽モ其糶賣ヲ停止スルヲ無シ



第百十六條ノ修正

裁判所ハ糶賣ヲ行フ前

先ツ法則ニ定メアル如クニ法式及ヒ期限ヲ守  
リテ公示ヲ為シタルヤ否ヤヲ調査シ以テ其  
旨ヲ言渡ス可シ

然ル後書記ハ買受人ト差押ヲ受ケタル者ト  
ノ間ニ契約ヲ成ス為メニ設ケアル箇条書ヲ  
朗讀ス可シ

差押ヲ受ケタル者、差押人及ヒ其不動産ニ付  
キ特權又ハ書入質ノ記入ヲ為レタル權利者  
皆承諾ヲ為シタル以上ニ非サレバ何レノ變  
更トモ決シテ之ヲ為ス不能ハサル者トス  
又及令ヒ變更ヲ為ス場合トモ其糶賣ヲ停  
止スルヲ無シ



第百十七條

總テ差押ヲ受ケタル者ニ對シテ

其差押ハラレタル不動産ノ以前ノ移轉ニ付

キ自ラ解除ノ權回復ノ權又ハ廢棄ノ權アリ

ト主張スル者ハ糶賣ノ為メニ開延スル前ニ

裁判所ノ書記局ニ其請求ヲ為ス可シ否ヲサ

レバ糶賣ノ買受人ニ對シテ其訴權ヲ失スル

者トス

右ノ請求ヲ相当ノ時分ニ差出シタル時ハ裁

判所ニテハ其訴權ヲ證明セシムル為メニ期

限ヲ定ム。此期限ヲ經過シタル以上ハ其糶

賣ノ處置ヲ為ス可シ。但シ其請求者ノ所為

ニ拘ハラサレ重要ナル理由アレニ於テハ右

ノ期限ヲ延ハスル有ル可シ



第百十八條

不動産の箇条書に記載アル附ケ

直段の高ニテ糶賣ニ差出ス可シ

附ケ直段ヨリ更ニ高價ヲ附ケルト虽モ必ス

尤ノ割合ニ等シキカ又ハ此割合ヨリ高キ時

ニ非サレバ之ヲ許ルサ、ル者トス

附ケ直段百円又ハ其以下ナル時ハ、五

十銭

附ケ直段百一円以上二百円マテ、一、五円

附ケ直段二百一円以上三百円マテ、一、二

圓

附ケ直段三百一円以上四百円マテ、一、三

圓

附ケ直段四百一円以上五百円マテ、一、四

圓

附ケ直段五百一円以上千円マテ、一、五円

附ケ直段千一円以上二千円マテ、一、十円

附ケ直段二千一円以上三千円マテ、一、二

十圓

附ケ直段三千一円以上四千円マテ、一、三

十圓

其他ハ皆之ニ准シテ千円又ハ千円ノ分数毎

ニ付キ百分ノ一ヲ増加ス可シ

高價ヲ附クル右ニ記列シタル金高ノ中其

一ニ達スル時ハ同一ノ割合ニ循テ直段ヲ増

加シテ更ニ高價ヲ附クルヲ要ス

第百十九條

總テ糶賣ニテ自ラ價ヲ附ケタル



者ハ己レヨリ更ニ高價ヲ附クル者アルニ至  
リ自ラ買入タルノ義務ヲ免カル者トス但  
シ其高價ヲ附ケタル以下ニ記スル理由ニ  
因リ無効ナリト云渡サレタル時ト雖モ亦右  
同様ナリトス

第百二十条 糶賣中ハ大概一分時間燃ハ續ク可  
キ小蠟燭(大)數箇ヲ裁判所及ヒ公衆ノ面前ニ  
點ス可シ

若シ蠟燭三箇ノ漸次ニ尽キタル時最後ニ價  
ヲ附ケタル者ヨリ更ニ高價ヲ附クル者ナキ  
ニ於テハ其最後ニ價ヲ附ケタル者ヲ以テ糶  
賣ノ買受人ナリト云渡ス可シ

第百二十一条 漸次ニ蠟燭三箇ノ尽キタル後

豫メ定メアル附ケ直段ヨリ更ニ高キ價ヲ附  
クル者アラサル時ハ關係人ノ中一人又ハ數  
人ノ求メニ因リ裁判所ハ直ニ開廷ノ俟ニテ  
其附ケ直段ヲ下減スルト付キ更ニ糶ヲ為  
サシムルト得可シ

右減價ヲ為ストハ最初ノ附ケ直段十分ノ一  
ヲ超過ス可カラズ

又漸次ニ三箇ノ火尽キタル後尚ホ更ニ高價  
ヲ附クル者アラサル時ハ裁判所ハ新メニ関  
係人ノ請求アルヲ待テ附ケ直段ヲ更ニ十分  
一丈減少スルト得可シ

糶ニテ價ヲ附クル者アラサル時ハ原告人又  
ハ差押ヲ受ケタル者ノ求メニ因リ後ニ定ム



ル期日ニ至ル迄其糶賣ヲ延ハス可シ  
又關係人ノ中其附ケ直段ヲ下減スル為メニ  
引續テ開廷アル可キ旨ヲ求ムル者一人モ在  
ラサル時若クハ此求メヲ為シタル場合ト虽  
モ裁判所ニテ後日ニ延ハスヲ以テ賣拂ノ為  
メニ都合宜シト考定シタル時ハ亦右同様ナ  
リトス

第百二十二条 前条ノ終リニ項ニ定メアル規  
則ニ循ヒ糶賣ヲ停止シタル時ハ原告人、差押  
ヲ受ケタル者又ハ其他既ニ記入ヲ為シタル  
書入質ノ権利者ハ總テ附ケ直段ヲ下減シタ  
ル上更メテ糶賣ヲ始メントラ記シタル請求  
書ヲ裁判所ニ差出スコトヲ得可シ

箇条書モ亦第百七条ニ定メアル法式ノ通り  
ニ之ヲ更ムルコトヲ得  
新タニ公示ヲ為ス期限ニ関シテハ第百十二  
条ノ規則ヲ守ル可シ

第百二十三条 更ニ糶賣ヲ始メタル時漸次ニ  
三個ノ火尽キタル後新ノ附ケ直段ヨリ更ニ  
高キ價ヲ附クル者アラサルニ於テハ其價ヲ  
減スル方法ヲ一ラバ一ニ因リ其糶賣ヲ為ス  
ヘシ  
其價ニテ承諾スル者アラズシテ三個ノ火尽  
キル毎ニ附ケ直段ヲ二十分ノ一ツ、下減ス  
可シ

右ノ通りニ下減シタル價ノ中一ヲ承諾スル



者アル時ハ直ニ其者ヲ以テ糶賣ノ買受人ナ  
リト云渡ス可シ  
若シ同時ニ二個ノ承諾ヲ同時ニ為シタル時  
ハ其二人ノ中一人最モ高キ直段ヲ附ケル者  
ヲ選テ糶賣ノ買受人ト為ス可シ  
第百二十四条 次第ニ價ヲ高クスル方法ニテ  
糶賣ヲ為スト次第ニ價ヲ減スル方法ニテ糶  
賣ヲ為ストト向ハズ糶賣ノ買受人ハ其糶賣  
ニテ買受ケタル價ノ十分一ヲ直ニ書記ノ手  
ニ渡ス可シ  
此時間中ハ假リニ公廳ヲ停止ス而シテ裁判  
官ハ更ニ處分ヲ始ムルコト有ル可キ旨ヲ訟廷  
ノ公衆ニ報ス可シ

第百二十五条 現場ニ在ル原告人又ハ其適當  
ノ代理人ヨリ其糶賣ノ買受人ヲ以テ資力ア  
ル者ト為シテ之ヲ承諾ス可キ旨ヲ直ニ申述  
シタル時ハ右ノ買受人ハ其價十分一ヲ差  
出スコトヲ免ルサレル者トス  
若シ原告人自ラ買受人トナリタル時ハ同一  
ノ方法ニ因リ差押ヲ受ケタル者自ラ右ノ申  
述ヲ為スコトヲ要ス  
政府及ヒ府縣ニテ買受人トナリタル時ハ其  
納金スルコトヲ当然免ルサレル者トス  
第百二十六条 右ノ如ク納金ヲ免セラレタル  
場合ノ外ニ於テ糶賣ノ買受人直ニ其定メア  
ル納金ヲ為サ、ル時ハ更ニ開廷ヲ為シ以テ



之ヲ始メタル通りニ新タニ糶賣ヲ開ク可シ  
但シ最初ノ買受人ハ之ニ加ハルコトヲ得ズ  
何レノ場合ト虽モ差押ヲ受ケタル者ハ決シ  
テ自ラ買受人トナルコトヲ得ズ

第百二十七条 若シ十分一ノ納金ヲ為シタル  
糶賣ノ買受人又ハ第百二十五条ノ規則ニ因  
リ納金ヲ免ルサレタル糶賣ノ買受人後ニ至  
リテ箇条書ニ定メアル条件ヲ執行セサル時  
ハ之ヲ狂愚ナル買受人(直訳ナリ)ト者做ス可  
シ而シテ其不動産ハ更ニ之ヲ糶賣ニ掛ケ以  
テ第百二十二条ニ規定アルカ如クニ附ケ直  
段ヲ下減スルコトニ付キ生スル損失ノ責ヲ右  
ノ狂愚ナル買受人ニ擔當セシム可シ

若シ新タニ行フ糶賣ノ代價が最初ニ行フタ  
ル糶賣ノ代價ニ等シカラサルカ又ハ之ヲ超  
過セサル時ハ狂愚ナル買受人自ラ其價ノ差  
ヲ充ル為メノ金高ヲ差出ス可キ義務アリト  
ス而シテ其十分一ノ納金ヲ為ス可シ  
以上ニ定メアル總テノ法式及ヒ其他附属ノ  
諸件ヲ履行シタルコトハ必ス之ヲ訟廷ノ簿冊  
ニ記スルヲ要ス

第百二十八条 糶賣ノ裁判言渡書ハ箇条書ノ  
本書ノ引続ニ之ヲ記載ス可シ  
買受人箇条書ニ定メアル總テノ条件ヲ履行  
シタル旨ヲ証明シタル以上ハ其者ノ証拠ト  
ナル可キ為メ之ニ執行力ヲ有スル右裁判言



渡書ノ寫ヲ渡ス可シ

第百二十九条 右裁判言渡ハ其差押ヲ受ケタル者ニ之ヲ告知ス可ク且ツ其買受人ノ費用及ヒ世話ヲ以テ其差押ヲ登記シタル端傍ニ之ヲ附記スルヲ要ス

第百三十条 糶賣ノ裁判言渡ハ第、  
規則ヲ犯シタルニ因リ大審院ニ上告スルニ非サレバ之ヲ攻撃スルヲ得ス  
上告ハ其裁判ヲ言渡シタル日ヨリ十五日以内ニ非サレバ之ヲ受理セル者トス  
原告人、差押ヲ受ケタル者、不動産ニ付キ記入ヲ為シタル権利者及ヒ解除回復又ハ廢棄ノ權ヲ申立ントシテ第百十七条ノ規則ニ因リ

之ヲ失シタル者ノニ限リ右ノ上告ヲ為ス  
ノ權アリトス



第百三十条ノ二 不動産ノ糶賣ニ因リ得タル  
金額ハ之ヲ納メタル時ヨリ四十八時間内ニ書  
記之ヲ附託庫ニ差出ス可シ、但シ其金高ノ如  
何シテ問ハズ又其不動産ニ付キ、記入ヲ為シ  
タル権利者アルト否トニ拘ハラサルナリ  
然レモ書記ハ自ラ前拂ヲ為シタル費用又ハ  
原告人ノ前拂シタル費用ニシテ正當ノ式ニ  
従ヒ假リニ相当ノ高ニ評定シタルモノヲ裁  
判官ノ許可ヲ得タル上ニテ自ラ引去ルコトヲ  
得可シ、但シ後ニ至リ其不足ノ分ヲ補ヒ又ハ  
其過分ノ高ヲ減スルハ此限りニ在ラズ

第八章 権利者ノ順序及ヒ権利者ニ分

派スル事



第百三十一条 差押ヲ为シタル後糶賣ヲ行フ  
タル不動産ニ付キ特權又ハ書入質ノ權ヲ記  
入シタル權利者アル時ハ原告人又ハ關係人  
ノ中一人最モ注意ナル者ノ請求ニ因リ裁判  
所ノ書記局ニ其證書ヲ差出ス可キ旨ヲ命セ  
ラル可シ、但シ之ガ为メニハ必スシモ其賣拂  
ニ因リ得タル金高ニ付キ故障ノ申立ヲ为ス  
トヲ要セザルナリ

第百三十二条 他ノ權利者ハ自ラ故障ノ申立  
ヲ为シ以テ自ラ眞実ノモノナル旨ヲ書面ニ  
記シテ証明スル證書ヲ差出シタル以上ニ非  
サレバ順序及ヒ分派ニ加入スルトヲ許ルサ  
ズル者トス

第百三十三条 右ノ故障申立ハ書記自己ノ職  
權ヲ以テ其地方ニ在ル一ノ新聞紙ニ廣告ヲ  
为シタル日ヨリ一ヶ月ノ間ニ之ヲ为ス可シ、  
此廣告ニハ差押ヲ受ケタル義務者ノ姓名、原  
告人ノ姓名、分派ス可キ金高及ヒ其他右ノ附  
託ヲ为スニ付キ守ル可キ期限ノ事ヲ記載ス  
ルヲ要ス

第百三十四条 又動産差押若クハ制止差押ニ  
因リ得タル金高ヲ分派スル場合ニ於テモ亦  
同様ノ法式及ヒ期限ニ循ヒ前条ニ定メアル  
規則ノ通りニ故障ノ申立ヲ为ストヲ要ス  
第百三十五条 期限アル債主權ハ民法ノ規則  
ニ循ヒ總テ過期シタルモノト之ヲ看做ス可



シ草案第四百二十五条

停止ノ条件又ハ解除ノ条件ニ関スル債主権ハ總テ同一ノ条件ニテ其中ニ加入スル者トス  
成立スルコトノ正確ニシテ未タ義計ノ分明ナラサル債主権ニ付テハ其權利者ヨリ假リニ評價ヲ為サシム可シ

第百三十六条

差押ヲ受ケタル者原告人又ハ其土地ニ住スル他ノ者ニシテ真正ノ權利者カ遠行中ナルカ、病中ナルカ、若クハ正當ニ証明セラレタル他ノ理由アルニ因リ故障ノ申立ヲ為スコト能ハサルコトヲ認知スル時ハ右ノ期限内ニ其權利者ノ名義ヲ以テ自ラ故障ノ

申立ヲ為スコトヲ允許セラル可シ

此債主権ハ假リニ記入ヲ為シ以テ相当ノ高ナリト申述シタル金額ヲ指示スルヲ要ス

第百三十七条

義務者原告人及ヒ故障ヲ申立タル權利者ハ以上ニ定メアル期限ヲ経過シタル日ヨリ十五日間内ニ其差出サレタル証書申述書并ニ假リノ評價書ヲ互ニ交付スルコトヲ得可ク、又異議ヲ述ヘルコトヲ得ベシ

第百三十八条

執行力ヲ有セサル証書ニ関スル争論ハ總テ其差押ヲ管轄スル裁判所ニ之ヲ差出ス可ク、且ツ通常ノ事件ニ等シク之ヲ處理シ以テ法律ニ定メアルガ如クニ控訴ヲ為スコトヲ許ル可シ



但シ右ノ控訴ヲ為シタルニ因リ其處分ヲ為  
スタトニ余リ長キ期限ヲ過キルニ於テハ裁  
判所ハ初番裁判言渡ノ濟ミタル後其爭論ニ  
係ル債主權ヲ假リニ允許スルカ又ハ假ニ之  
ヲ除去スルヲ得

第百三十九条 以上ニ定メアル期限内別ニ争  
論ナクシテ之ヲ經過シタル後又ハ其爭論ニ  
付キ一旦決定ヲ為シタル後ハ管理裁判官  
ユージユ、コンシセルヨリ其特權アル權利  
者又ハ書入質ノ權アル權利者ノ間及ヒ通常  
權利者ノ間ニ順序ヲ定ムル假リノ規則ヲ為  
ス可シ

第百四十条

特權又ハ書入質ノ權アル權利者

ニシテ已ニ其記入ヲ為シタル者又ハ記入ヲ  
為ス<sup>テ</sup>ヲ免ルサレタル者ハ民法ニ定メアル  
選擇權ノ順序ニ循ヒ順次ニ加ヘラル可シ  
他ノ權利者ハ分派ス可キ残余ノ金高ニ比較  
シテ其債主權ノ高ノ割合ニ循ヒ其順序中ニ  
加ヘラル可シ

第百四十一条

右ノ如ク其順序中ニ加ヘラル

タル權利者等ハ書記ノ書面ニ因リ八日  
間内ニ書記局ニテ其假リ規則ノ交付ヲ受ク可キ  
旨ヲ報知セラル可シ

右等ノ者ハ同上ノ期限内ニ自ラ姓名ヲ手署  
シタル書面ヲ以テ自己ノ意見并ニ異議ヲ申  
立ルヲ得可シ



第百四十二条

右八日ノ定期ヲ経過シタル後  
ニ至リ裁判官ハ其申立タル異議ニ付キ訟廷  
ニ於テ決定ヲ為ス可シ

異議ヲ申立タル權利者ハ皆其三日以前ニ呼  
出ヲ受ク可ク且ツ他ノ者ヲ交ヘズシテ吟味  
ヲ受ク可シ

裁判言渡ニ付テハ決シテ上訴ヲ為スルヲ許  
ルサズ

第百四十三条

別段異議ヲ申立ル者アラサル  
時ハ管理裁判官自ラ其旨ヲ順序ヲ定メタル  
調書ニ記シ以テ其順序ヲ定ムルノ終結セ  
シ旨ヲ明告ス可シ但シ未必ノ条件アル債主  
權又ハ第何条ニ規定アルガ如クニ假リニ允

許セラレタル債主權ニ関スル所ハ右ノ限リ  
ニ在ラサルナリ

第百四十四条

右終ハリタル後書記ハ單純ニ  
允許セラレタル權利者ニ對シテ其附託庫ニ  
アル金高ニ付キ辨濟ヲ受ク可キ命令書ヲ渡  
ス可シ

右權利者ハ書記ノ面前ニテ其命令書ニ自己  
ノ債主權ノ眞実ナル旨ヲ記シテ已レノ姓名  
ヲ手署シタル申述書ヲ記載ス可シ

第百四十五条

解除ノ未必条件ニ関スル債主  
權ノ為メニ拂フ可キ金高ハ其返還ヲ為ス可  
キ場合ニ至リタル時ノ為メニ物上又ハ對人  
ノ擔保ヲ差出シタル以上ニ非サレバ其權利



者自ラ之ヲ受取ルヲ得ズ

停止ノ未必条件ニ関スル債主権又ハ假リノ  
處分ニ属スル債主権ニ當ツ可キ金高ハ其終  
附託庫ニ残シ置ク可シ

第百四十六條

未必条件ニ関スル債主権又ハ

假リニ允許セラレタル債主権ノ為メニ貯存  
セシ金額が後ニ至リ其条件ノ成就セサリシ  
ニ因リ若クハ其債主権ヲ竟ニ除却セラレタ  
ルニ因リ別ニ處分スルヲ得ルニ至リタル  
時或ハ解除ノ未必条件ノ成就シタル時ハ右  
ノ金高ハ前條ニ規定アルが如ク既ニ順序中  
ニ加ヘラルタル権利者ニシテ未タ自ラ充分  
ノ辨濟ヲ受ケサル者ノ間ニ之ヲ分派ス可シ

余分ノ金高アル時ハ其差押ヲ受ケタル義務  
者又ハ等テ制止差押即チ故障申立ヲ為サ、  
リシ権利者ニ之ヲ返還ス可シ







